

第6回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会提出資料

## 事例を通じた就労準備事業の意義

榎部 武俊

### 本人の状況

40代男性・大卒。妻と小学校低学年の娘一人。当時、大型店にて昼夜問わず働いていた中、パニック障害になり、職場で倒れた。傷病手当金を受給しながら休職、その後退職。妻の実家に同居。

### 相談経緯

### 本人の変化

相談

- 散歩や趣味で体を動かしていたところ、医師から「そろそろ働く準備をしてみは？」との提案があり、就労を意識しハローワークへ行った。そこで当相談センターを紹介された。

プライドが高く、他者を受け入れない。

回復

支援内容

- 当初は、ゴミ袋の封入作業に参加することから始め、2度就職するも定着せず。都度就労準備の場に戻り、最終的に銭湯を経営する会社が始めた大豆畑で、3か月の間、未経験の農作業を行うことになった。結果、畑の収量は前年の1.5倍となった。

社会(他者・労働)と関わり、様々な気付きが得られ、自尊心が回復。

育成

就労へ

- コミュニケーションにも慣れ、体を動かすことで心身ともに回復。3か月後、未経験の製麺会社に応募し、採用が決まった。
- 【就労から1年後】就労準備の場があったお陰で、引きこもったり、ただ求人を見るだけの嫌な日々から逃れられたことも良かったと振り返る。

職業選択の幅が広がり、自信を持った中で面接に臨むことができた。

### ポイント

相談者は就労準備の場を使って社会とかかわり、気づきの中で尊厳の中核・自尊感情回復を図る。



就労して1年が経過し、インタビューに答える本人



可燃ごみ専用袋の封入作業

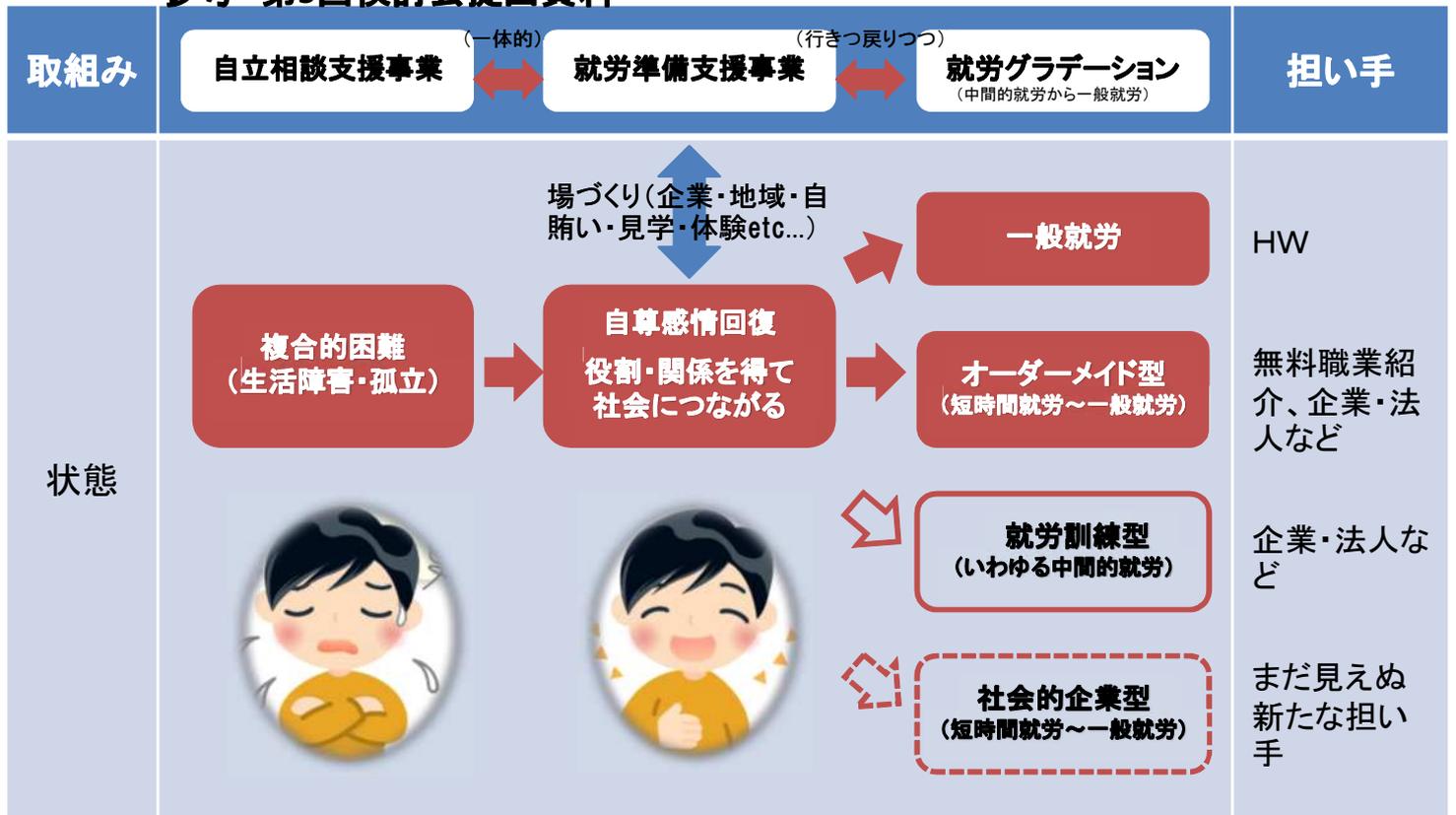


協力企業の社長



大豆畑を見学している様子

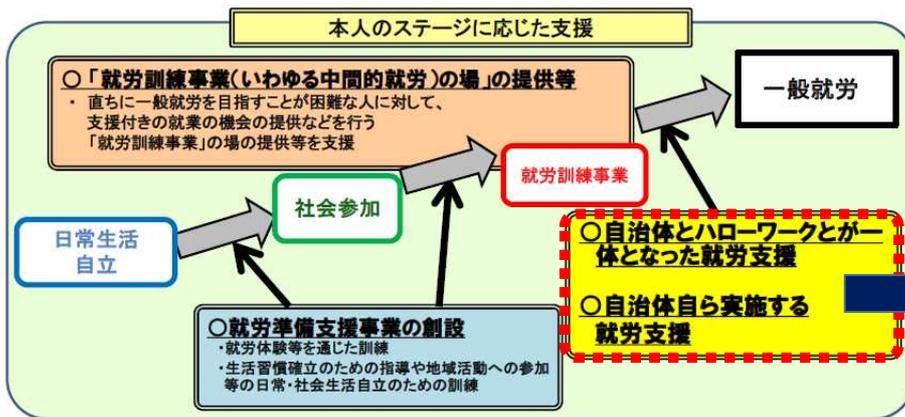
### 参考 第5回検討会提出資料



◎一人の人にでも就労準備支援の必要に応えることは、潜在的困窮・孤立層に応える地域づくりに叶う

# 渡辺ゆりか委員 提出資料

## 自立支援相談員の役割における就労支援機能の強化と充実



・「就労準備・訓練」が終了してから一般就労に至るステップにおいて、支援の体制が不足している。

・障害分野では、同行や実習の伴走型支援が充実しており、実績も上がっている。

### 長期就労の視点！

上記課題の担い手となっている、自立相談支援事業の就労支援員の、機能強化と充実が必要。

～ポイント～

- 障害福祉分野の就労支援モデルから学び、機能を取り入れる
- 企業への面接同行
- 企業実習でのジョブコーチ支援
- 企業側への受け入れ支援

対象者の状態	支援主体・事業	支援内容
1. 自主的な求職活動により就労が見込まれる者	ハローワークの一般職業紹介	一般的な職業相談・職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。
2. 就労に向けた準備が一定程度整っているが、個別の支援により就労が見込まれる者	生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当者によるチーム支援	(ハローワーク) 担当者制によるキャリア・コンサルティング、職業相談・職業紹介、公的職業訓練による能力開発、個別求人開拓、就労後のフォローアップ等 (自立相談支援事業の就労支援員) 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等
3. 2の者と比較すると就労に向けた準備が不足しているが、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が見込まれる者	自立相談支援事業の就労支援員	就労意欲の喚起を含む福祉面での支援とともに、担当者制によるハローワークへの同行訪問、キャリア・コンサルティング、履歴書の作成指導、面接対策、個別求人開拓、就労後のフォローアップ等
4. 生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない者	就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場を提供することもあり得る (就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定)	就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施
5. 就労への移行のため柔軟な働き方を必要とする必要がある者	就労訓練事業(中間的就労)	支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。

# 現状の施策と機能の比較からみた生活困窮者支援の課題と対策

施策	機能	相談	生活支援			就労支援			子ども
			住居	訪問・同行	自立	<前>準備・訓練	<中>同行・実習	<後>定着	
障害者	障害者総合支援法	○ (相談支援)	○ (GH)	○ (居宅)	○ (自立訓練)	○ (就労移行)	○ (就労移行)	○ (就労移行)	○ (放課後デイ)
	障害者就業・生活支援センター	○		○		○	○	○	
生活保護	ケースワーカー	○	○	○	○			○	
	他					○	○		
困窮者	自立相談支援	○		○			○	○	
	一時生活支援				○				
	家計相談支援				○				
	住居確保給付金		○						
	就労準備支援				○ (日常生活) (社会生活)	○ (就労自立)			
	中間的就労					○			
	子どもの学習支援								○

**ここを強化！**

- ・目標を長期就労(定着)に！
- ・企業実習
- ・協力金(交通費と賃金)
- ・人材育成(ジョブコーチ)
- ・配置人員(就労1:生活1)